

ふじさわ子育て支援連絡会 規約

(名称)

第1条 この会の名称は、「ふじさわ子育て支援連絡会」(以下「連絡会」という。)とする。

(目的)

第2条 連絡会は、子育て支援に関する相互理解、問題共有及び会員の親睦を深めることにより、藤沢市内及び近隣地域における子育て支援のネットワーク化に寄与することを目的とする。

(活動内容)

第3条 連絡会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 会員相互間の情報共有及び情報提供支援
- (2) 講演会、シンポジウム、研究会、交流会等の開催
- (3) 広報活動
- (4) 関係諸団体、地域との連携
- (5) その他、連絡会の目的を達成するために必要な活動

(会員)

第4条 連絡会の会員は、第2条の目的に賛同して入会した個人又は団体とする。

2 入会に当たっては、別に定める入会申込書を事務局に提出し、役員会の承認を得るものとする。

3 連絡会の会員は、別に定める退会届を事務局に提出、またはそれに代わる書面(FAX、電子メール含む)にて、本人が意思表示することで退会することができる。

(会費)

第5条 会費は無料とする。

(役員)

第6条 連絡会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以下
- (3) 会計 2名以下
- (4) 書記 2名以下
- (5) 監事 2名

2 役員を選出は、総会において会員の互選によるものとする。

3 役員任期は1年とし、再任は妨げない。

4 役員が欠けた場合は、必要に応じてこれを補充するものとする。

5 補充役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第7条 会長は、連絡会を代表して会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

3 会計は、連絡会の会計事務を担当する。

4 書記は、会議の記録をとる。

5 監事は、連絡会の会計を監査する。

(会議)

第8条 連絡会の会議は、総会及び役員会とする。

2 総会は、連絡会の最高の決議機関であり、毎年1回通常総会を開催し、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

3 総会は、全ての会員をもって構成し、次の事項について審議し、議決する。

(1) 事業計画及び収支予算の決定に関する事

(2) 事業報告及び収支決算の承認に関する事

(3) 規約の改廃の決定に関する事

(4) その他重要な事項に関する事

4 役員会は、連絡会の運営活動の企画、立案及び事務局の運営を行う。

5 総会及び役員会は、会長が必要に応じて招集する。

6 総会の議長は、出席者の中から選出する。

7 役員会の議長は、会長とする。

8 会議は、3分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立し、議決は出席者の過半数で決定する。ただし可否同数の時は議長がこれを決する。

（事務局）

第9条 連絡会の事務局は、役員会内に置く。

（経費及び会計年度）

第10条 連絡会の活動に係る経費は、寄付その他の収入をもってこれに充てる。

2 連絡会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（その他）

第11条 この規約に定めるもののほか、連絡会の運営に必要な事項は、役員会でこれを定める。

附則

1 この規約は、平成24年3月29日から施行する。

2 （第4条、第9条の一部を改正）

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

3 （第9条の一部改正）

この規約は、令和元年6月10日から施行する。